

民法の成年年齢引下げに関する会長声明

- 1 現在、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げようとする動きが具体化しているが、その必要性や消費者被害をはじめとする引下げに伴う諸問題に対する施策が十分に検討されているとは言い難く、当会は、成年年齢引下げを内容とする民法改正に反対する。
- 2 若年者は社会経験の不足等から、契約に必要な知識又は経験を十分に有しているとは言い難く、様々な消費者契約の被害者となっている。

現行民法は、20歳未満の未成年者の保護を図るため、未成年者が法定代理人の同意なく締結した契約等の法律行為については、契約を取り消すことができる」と規定する（民法第5条第2項）。

民法上の成年年齢を18歳に引き下げるとは、18歳、19歳の若年者に行為能力を付与し、法定代理人の同意なく単独で有効な法律行為を行うことを可能にする反面、未成年者を保護するための上記取消権を失わせるものである。

民法の成年年齢の引下げについて、法制審議会が平成21年10月28日に採択した「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」は、若年者の消費者トラブルの現状について、①消費生活センター等に寄せられている相談のうち、契約当事者が18歳から22歳までの相談件数は、全体からみると割合は少ないものの、20歳になると相談件数が急増するという特徴があること、②悪質な業者が、20歳の誕生日の翌日を狙って取引を誘いかける事例が多いこと、③携帯電話やインターネットの普及により、若年者が必要もないのに高額な取引を行ってしまうリスクが増大していること、④若年者の消費者被害は学校などで連鎖して広がるなどの特徴があり、特に上記①及び②の事情からすると、未成年者取消権の存在が悪質業者に対する大きな抑止力になっていると考えられることから、民法の成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳、19歳の若年者が未成年者取消権を失えば、悪質業者のターゲットとされ、不必要に高額な契約をさせられたり、マルチ商法等の被害

が広まるおそれがあるなど、18歳、19歳の若年者の消費者被害が拡大する危険があると指摘している。

- 3 民法の成年年齢の引下げには、かかる重大な問題が存在する以上、引下げを行うには、未成年者取消権に代わり、悪質業者に対して抑止効果を持ち、消費者被害に遭ったとしても容易に被害回復することを可能とする消費者保護ルール of 構築等を十分に検討し、実現することが必要不可欠である。

上記最終報告書も、成年年齢の引下げは消費者被害拡大等の問題があり、消費者被害が拡大しないよう消費者保護施策の更なる充実を図る必要があると指摘し、消費者保護施策や消費者関係教育の充実等の具体的な施策を求めているうえ、消費被害拡大防止のための有効な施策の充実が成年年齢の引下げを行う条件であるとしている。

しかし、現状では、消費者保護ルールの構築やその他の有効な施策は実現しておらず、このような状況下で、成年年齢を18歳に引き下げれば、18歳、19歳の若年者の消費者被害拡大を招く危険があり、若年者の十分な保護は図られない。

- 4 また、消費者被害のほかにも、離婚の際の未成年者の養育費が早期に打ち切られてしまうおそれや、未成年者に不利な労働契約の解除権（労働基準法第58条第2項）の喪失により若年労働者の保護の範囲が狭められてしまうなどの、成年年齢の引下げに伴う様々な問題点も指摘されているが、これらの問題点についても十分な検討や対策がなされているとはいえない。

- 5 よって、成年年齢を18歳に引き下げた場合に生じる上記問題点に対し、十分な検討や有効な施策が実現されていない以上、民法の成年年齢を引き下げることに反対するものである。

2017年（平成29年）8月5日

長野県弁護士会

会長 三 浦 守 孝